

令和元年12月5日（木）
市民参画等推進委員会資料

ともに力を合わせて **すすめる** 安心で元気な まちづくり

栗東市市民参画と協働による まちづくり条例行動計画

令和2年度～令和6年度（5年間）

【計画案】

令和2年 月
栗東市



目 次

第1章 計画の趣旨	
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 協働によるまちづくりの考え方.....	2
5. これからのまちづくり.....	2
協働の形態とパートナー.....	3
第2章 栗東市の現状と課題	
1. 栗東市を取り巻く状況.....	4
(1) 栗東市の状況（人口推移・全体）.....	4
(2) 市民によるまちづくりの状況.....	4
2. これまでの成果.....	5
1) 環境づくり.....	5
2) 担い手づくり.....	5
3) 情報の発信・共有.....	6
4) 市政への参画.....	6
5) 市の推進体制.....	7
3. 今後に向けた課題.....	7
1) 環境づくり.....	7
2) 担い手づくり.....	7
3) 情報の発信・共有.....	8
4) 市政への参画.....	8
5) 市の推進体制.....	8
第3章 めざす姿と基本目標	
1. めざす姿.....	9
2. 基本目標.....	9
3. 計画の成果指標.....	10
4. 体系図.....	11
第4章 推進する施策の展開	
1. 環境づくり.....	12
2. 担い手づくり.....	14
3. 情報の発信・共有.....	16
4. 市政への参画.....	18
第5章 計画の推進.....	20
参考資料	
策定体制と経過.....	21
栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例.....	22
用語説明	

第1章 計画の趣旨

1 計画の目的

本市では、平成21年に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を制定し、平成27年3月に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」を策定しました。

前計画では、同条例の「参画」「協働」「情報共有」の基本原則に基づき、「市民参画と協働によるまちづくりを進めるための基盤づくりを行い、市民意識と職員意識の向上を図り、行動につなげる」ことを目標に、「市政への参画」「情報の発信・共有」「環境づくり」「担い手づくり」「市の推進体制」の5つの方向性を示し、施策や取り組みを進めてきました。

一方で、本市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う地域活動の担い手の減少やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化など大きく変化しています。

こうした中、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」とともに、本市の最上位計画である「第五次栗東市総合計画後期基本計画」が策定から5年を迎え、令和2年度より「第六次栗東市総合計画」に基づく、新たなまちづくりがスタートします。

「第六次栗東市総合計画」では、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を基本理念の1つに掲げ、効率的で、創造的・発展的なまちづくりを市民の力で進めると示しています。

今後も、市民参画と協働によるまちづくりを基本に、市民や地域が主役となるまちづくりを進めていくため、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の見直しを行いました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「栗東市総合計画」をはじめとした各計画において示されている本市の目指すべき都市像を、市民と市のパートナーシップにより実現するため、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市の施策や取り組みを示すものです。

栗東市総合計画

栗東市都市計画マスタープラン
栗東市地域福祉計画
栗東市子ども・子育て支援事業計画
健康りっとう21 など、その他の計画

ともに力を合わせて **すすめる** 安心で元気な まちづくり

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画

市民、市等が連携してまちづくりを進めていくための基盤

栗東市市民参画と協働による
まちづくり推進条例

いつまでも住み続けたいくなる
安心な元気都市 栗東

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、着実に計画を推進するため、毎年度PDCAサイクル*に基づき、施策や取り組みの効果を検証するとともに、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行い、施策の実効性を高めます。

4 協働によるまちづくりの考え方

まちづくりは、市民一人ひとりの「こんなまちに住みたい、安心して暮らしたい」という思いから始まります。こうした思いを実現するための手法が「協働によるまちづくり」です。市民と市が対等な立場で、お互いの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、信頼関係を構築しながら協力し、地域課題の解決に取り組みます。



出典：日本NPOセンター顧問・法政大教授 山岡義典氏著作より

様々な協働の形態

補助・助成、後援、施設等の提供、共催、情報共有・意見交換
協定、アダプトプログラム、企画立案への参画、委託 等

自分たちの力だけでは解決できない地域課題や
市民ニーズを市民と市が協力しあって解決していく

5 これからのまちづくり

全国的に人口減少、少子高齢化が進む中で、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

高齢者の単身世帯や共働き世帯の増加などに伴う市民ニーズの多様化や、地域のつながりの希薄化による地域活動への参加や担い手の減少といった課題も生じています。

こうした課題をより効果的に解決していくためには、市民や自治会、各種団体や事業者など、地域で生活するすべての人と市が、今まで以上に連携を深めながら、「協働によるまちづくり」に取り組んでいくことが必要です。また、行政サービスの現状を整理し、民と公のパートナーシップによるPPP* (Public Private Partnership) やPFI*(Private Finance Initiative)の導入可能性検討など、新時代のパートナーシップを追求し、実践していくことが求められています。

協働の形態とパートナー

協働の形態

補助・助成	市民の行う公益性のある事業に対して、財政的な支援を行う形態です。 【効果】市民活動の内容が充実し、自主性・自立性が尊重されます。
後援	市民が実施する事業の趣旨に賛同して、市が名前を連ねることで支援する形態です。 【効果】事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。
施設等の提供	協働事業のパートナーの活動場所や備品などの利用について配慮する形態です。 【効果】お互いのできる範囲での協働が可能となります。
共催	市民同士または、市民と市がともに主催者となって、ひとつの事業を行う形態です。 【効果】お互いが対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。
情報共有 意見交換	市民と市がそれぞれの持つ情報を提供し合い、共有して合意形成を図る形態です。 【効果】専門的な情報を得られます。また、地域課題や市民の思いを的確に把握できます。
協定	市民と市が対等な立場で、それぞれの特性を活かしながら一定期間協力し合い事業を行う形態です。 【効果】双方の特性を発揮した事業が展開できます。また、話し合いの機会が増えることで深い信頼関係を構築できます。
アダプトプログラム	市民が公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行う協働形態です。 【効果】市民自治の推進と地域コミュニティ*の活性化が期待できます。また、市民一人ひとりの美化意識が向上します。
企画立案への 参画	事業の計画段階から市民が参画し、多様な意見や提案を反映させる形態です。 【効果】市とは異なる立場・視点から、柔軟な発想を取り込んだ事業ができるとともに、市民の市政への参画意識も生まれます。
委託	市民の特性を活かして、市の事業をより効果的に行うことを目的とした形態です。 【効果】市民が持つ特性が発揮されることで、市にはない創造性や先駆性が期待でき、市民ニーズに合ったきめ細やかなサービスが可能となります。

協働のパートナー

市民	市民	市内に居住する人です。市内に通学、通勤する人も含めます。市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、協働の原動力となります。
	自治会 地域振興協議会	自治会は、地縁と共助の精神に基づいて自主的に組織された自治組織で、社会福祉、環境美化、防犯・防災、広報など広範囲な活動を行っています。地域性、多様性、公益性、相互扶助などの特徴があります。地域振興協議会は、自治会の枠を超えた地域コミュニティで、小学校区毎に設置されています。
	地域団体	多くは地縁団体で、目的に応じて組織された団体です。(例) P T A、子ども会等
	市民活動団体	営利を目的とせず、公益的な目的を持って自主的に活動しています。自主性、専門性、機動性、先駆性などの特徴があります。(例) N P O 法人、ボランティア団体
事業者	市内に事業所、営業所、その他施設があり事業活動を行っている人や団体です。市民活動団体や市と連携した地域貢献活動を行っている事業者も増えています。自主性、専門性、機動性、先駆性などの特徴があります。(例) 企業、商工団体等	
教育・研究機関	高度で専門的な知識を有し、地域政策づくりや地域教育への取り組み、教育・研究機関の持つ技術や特許を地域産業に還元する取り組みが行われています。自主性、専門性、機動性、先駆性などの特徴があります。(例) 大学、大学院、研究所等	
学校等	次代を担う子どもたちとともに、教職員も地域において重要な役割を果たしています。(例) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	
行政・公共機関等	すべての市民が公平・平等に受益者となるようなサービス提供を原則とし、多様な分野の公共サービスを担っています。(例) 市、県、国、保健所、警察等	

第2章 栗東市の現状と課題

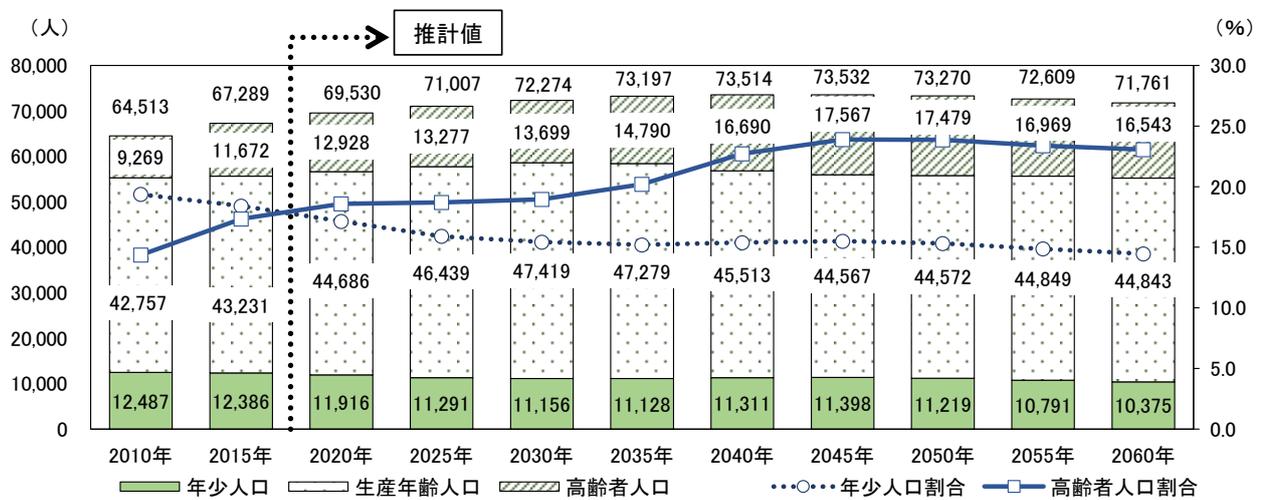
1 栗東市を取り巻く状況

(1) 栗東市の状況（人口推移・全体）

本市の人口は増加傾向が続いていますが、令和27年（2045年）まで微増を続け、73,532人のピークを迎えた後、減少局面に向かうことが予想されています。

すでに年少人口は減少局面にあり、生産年齢人口が令和12年（2030年）をピークに減少していく一方、高齢人口の増加により社会保障費や介護需要などが増大するため、これまでの公共サービスの維持はますます困難な状況となります。

こうした変化や新たな課題に柔軟かつ迅速に対応できるまちづくりが求められています。



出所：栗東市人口ビジョンより作成

(2) 市民によるまちづくりの状況

本市では、生涯学習をはじめ、多様な主体によるまちづくり活動が活発に展開されており、市民の協働によるまちづくりへの意識は平成26年度と比較すると高まっています。

市内の主な市民活動団体数	H26年度	H30年度
元気創造まちづくり事業※実施団体数(累計)	32 団体	39 団体
協働事業提案制度※提案団体数(累計)	10 団体	11 団体
ボランティア登録団体数	72 団体	82 団体
NPO団体数	14 団体	15 団体

質問項目	H26 (28) 年度	H30 年度
自治会等の地域活動によるまちづくりが進んでいると感じる市民の割合【総計】	61.1%	62.6%
市政への市民参画や市民と行政との協働が進んでいると感じる市民の割合【総計】	39.0%	40.8%
社会貢献活動に取り組んでいる事業所の割合【事業所】	99.0%	89.8%

【総計】総合計画アンケート：調査対象 2,000人無作為抽出 回収率 H26年度 36.5% H30年度 31.1%

【事業所】事業所アンケート：調査対象 267事業所 (H28)、263事業所 (H30) 回収率 H28年度 44.9% H30年度 40.7%

2 これまでの成果

1) 環境づくり

ボランティア支援を目的とした「栗東市ボランティア市民活動センター」の運営を支援し、ボランティアが気軽に相談できる場づくりに取り組みました。

「元気創造まちづくり事業」では、市民活動団体の自立に向け、助成金の交付やサポート講座の開催などの支援を行ってきました。平成 25 年度から平成 29 年度には、地域振興協議会コースを併設し、地域まちづくりの活性化と市民自らの手による地域づくりを支援しました。こうした支援により、新しく活動を始める団体も増えるなど、市民活動団体の自立に向けた支援として一定の効果をあげています。

また、「東海道ほっこりまつり」への学生の参画、栗東市 BBS 会再発足への協力など、様々な連携事業を展開してきた龍谷大学と、より幅広いテーマで両者が連携していくために、平成 29 年に包括連携協定を締結しました。障がい児（者）レクリエーションスポーツ大会をともに企画するなど、新たな協働の機会となっています。



包括連携協定締結式



障がい児(者)レクリエーションスポーツ大会

2) 担い手づくり

栗東市ボランティア市民活動センターでは、ボランティアに関する様々な相談を行っています。

また、協働まちづくり担当が中心となって、「まちづくり市民学習会」や「市民活動サポート講座」を開催しました。

そのほか、「栗東 100 歳大学」や「魅力発信塾」など、活動分野に応じた人材育成講座や講演会などを行っており、新たな人材の発掘につながっています。



まちづくり市民学習会



魅力発信塾

3) 情報の発信・共有

本市の広報紙である「うますぎる栗東」や市民活動を紹介する「市民参画と協働によるまちづくり通信」により、具体的な活動の事例紹介を行いました。

SNS*の分野においても、従来のフェイスブックから協働型フェイスブック「うますぎる栗東」へとリニューアルし、市から情報を発信するだけのこれまでの形態から、市民も「投稿者(りっとうミツケーター)」となって、情報発信できる双方向型の取り組みを開始しました。

さらに、元気創造まちづくり事業では、助成団体によるポスターセッション*での成果報告会や、申請団体による公開プレゼンテーションの他、栗東市ボランティア市民活動センターによるボランティアまつりの開催など、各団体が持つ知識や経験の共有を図る機会を設けています。

こうした取り組みにより、個人や団体同士の交流が生まれ、連携に発展する事例が見られるようになりました。



栗東市公式フェイスブック「うますぎる栗東」



元気創造まちづくり事業成果報告会

4) 市政への参画

市民活動団体等とまちづくりについて語り合う「市長のこんにちはトーク」を開催しています。また、市長自ら各地域に伺い、市の政策や取組状況を伝えながら、まちづくりについて市民の皆さんとフリートーク形式で意見の交換を行う「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」も定着してきました。

市政の取り組みへの理解が進むとともに、市民から市政に対する貴重な意見を聴取する機会となっています。



市長のこんにちはトーク



市長と気軽にまちづくり座談会

5) 市の推進体制

職員研修などを通じ、協働への理解を深め、地域の協働のリーダーとなれるよう取り組みを進めてきました。



協働によるまちづくり職員研修



ファシリテーション研修

3 今後に向けた課題

1) 環境づくり

「栗東市ボランティア市民活動センター」には、ボランティアに関する様々な相談が寄せられています。同センターは地域福祉をはじめとした中間支援組織^{*}としての役割を担っていますが、教育や環境など市民ニーズは多様化、複雑化しており、これらすべてに対応するまでには至っていません。また、市民活動団体が利用できる会議室など設備の面においても十分とは言えず、中間支援組織自体の多様化など、各種団体があらゆる分野で連携できる仕組みづくりが必要です。

また、「協働事業提案制度」は平成 29 年度以降実施がないことから、市民や市民活動団体の声を聴きながら、事業実施後の協働事業の展望や出口対策などについて検証するとともに、制度の在り方について見直しを行う必要があります。

今後、市民によるまちづくりを進めていくためには、各地域における現状の把握が重要です。自治連合会や地域振興協議会連絡会などの地域活動団体や市民との積極的な対話により、課題やニーズを把握し、持続可能なコミュニティのあり方について地域と共に考えていく必要があります。

その他、大学や企業など多様な主体との連携強化も必要です。

2) 担い手づくり

現在、市内には 124 の自治会と 9 つの地域振興協議会があり、地域の努力によって組織的に運営されています。自治会は市民と市をつなぐパイプ役の役割を果たす一方で、防犯、防災、福祉、環境問題などに自主的に取り組んでいます。しかし、共働き世帯の増加や高齢化により、若い世代の地域活動の担い手の減少や、責任や負担が一部の人に集中するなどの課題を抱えています。

ボランティア団体などの市民活動団体においても「担い手不足」の問題は同様にあります。その一方で市民活動への参加意向も一定みられており、地域活動やまちづくり活動などに関心のある市民が参画できるきっかけづくりや活動を後押しする取り組みが必要です。

3) 情報の発信・共有

市では、広報紙「うますぎる栗東」や市民協働型のフェイスブック、ホームページなど、様々な媒体による広報活動を展開していますが、媒体ごとの特性を活かしきれていないことなどから、まちづくりへの参画を促す情報共有とまではいけない状況にあり、今後、情報を広く行き渡らせるための戦略的な発信が必要です。

また、まちづくりに関する情報は市民と市の共有財産であることを認識し、市民と市が保有するまちづくりに関する情報を積極的に提供し合い、わかりやすく公開するなど、双方の情報共有と協働を実感できる仕組みづくりが必要です。

4) 市政への参画

審議会の委員になる、パブリック・コメント*に応募するなど、市政への参画には様々な形がありますが、現時点では今一つ市民に浸透していない状態です。

市の取り組みについて分かりやすい言葉で伝えるのはもちろんのこと、市民が意見を出しやすいような意見聴取の方法、多段階・多様な市民参画の手法や機会の提供など、市民の立場や意識、ライフスタイルに応じた市民参画の方法をさらに検討・工夫していくことが必要です。

5) 市の推進体制

多くの職員が協働に対する意識は高いものの、実際にどのように地域と関わっていけばよいか分からない、多様化する行政サービスの事務の膨大化により余裕が無いなどの理由で、行動に結びついていない傾向にあります。

そのため、協働に求められるスキル（課題発見力、課題解決力、市民とともに取り組みを進める調整力）を身につける「学びの場」と共に「学びを活かす場」を増やす工夫が必要です。



みんなの力でつくる「元気都市栗東」

元気創造まちづくり事業で様々なまちづくり活動が行われています。



子どもの居場所づくり
「ぶらっと Ritto」



音楽でまちを元気に！
「安養寺山音楽会」



絵手紙でつながる縁づくり
「くりちゃん絵手紙」



地域振興協議会コース
花いっぱい運動



観光ボランティアガイド
「栗東市ボランティア観光ガイド協会」



地域振興協議会コース
防災かまどベンチづくり

第3章 めざす姿と基本目標

1 めざす姿

まちづくりは、市民一人ひとりの「こんなまちに住みたい、安心して暮らしたい」という思いから始まります。一人の思いだけでまちを変えることは難しくても、他の誰かと思いを共有し、共に考え行動することで共感の輪が広がり、やがてそれは大きなうねりとなって、まちを変える力になっていきます。市民参画と協働によるまちづくりを推進するため「**ともに力を合わせてすすめる安心で元気なまちづくり**」を目指す姿として掲げ、市民とともに、新しい時代のまちづくりに取り組んでいきます。

2 基本目標

本計画は、第六次総合計画における「行政の安心を営む」の「市民参画と協働の推進」に取り組む計画として位置づけ、「環境づくり」「担い手づくり」「情報の発信・共有」「市政への参画」の4つを推進項目に挙げ、項目ごとの基本目標に向かって、市民、事業所、行政の各主体が取り組み、協働によるまちづくりを進めます。

環境づくり

まちづくりを進めるためには、活動しやすい環境を整える必要があります。環境とは活動する場所や財政面にとどまらず、団体間をつなぐネットワークづくりなど多岐にわたります。

(基本目標) 多様な主体とのネットワークが構築され、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている。

担い手づくり

まちづくりを担うのは一人ひとりの市民です。地域への関心を高め、自ら積極的に動く人材育成に取り組むとともに、地域の現状を把握し、地域とともに課題解決できる市民を育成していきます。

(基本目標) 自分が住む地域を良くしたいと考え、地域ニーズや課題解決に対応し、取り組むことができる市民が増えている。

情報の発信・共有

情報の発信・共有は、市民参画や協働相手との相互理解や信頼関係の構築に不可欠です。分かりやすい情報発信に努めるとともに、交流の機会の充実に努め、課題解決や新たな取り組みにつながる関係づくりを進めます。

(基本目標) 行政情報やまちづくりに必要な情報をみんなで共有することで、協力・連携し、市民参画や協働に活かされている。

市政への参画

より良いサービスを提供するためには、まちづくりの主役であり、サービスを受ける市民の声や力が必要です。より多くの意見を聴取するため、様々な市民参画の手法や機会づくりの提供を工夫します。

(基本目標) 市民が政策の形成や実施、評価などに参画し、市民ニーズに対応したまちづくりができている。

3 計画の成果指標

市民参画と協働によるまちづくりが進んでいるか客観的に把握するため成果指標を定め、各推進項目の評価・検証を行いながら、まちづくりに取り組む体制を段階的に整えます。それと同時に、市民意識と職員意識の向上を図り、市民参画と協働によるまちづくりを推進していきます

成果指標 1 協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合

現状値 40.7%
(平成30年度)

目標値 45%
(令和5年度)

成果指標 2 自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合

現状値 62.6%
(平成30年度)

目標値 66%
(令和5年度)

成果指標 3 協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合

現状値 72.9%
(平成30年度)

目標値 75%
(令和5年度)

(第六次栗東市総合計画の市民アンケート調査・市民参画と協働によるまちづくりに関する事業所アンケート調査より)



4 体系図

めざす姿

ともに力を合わせてすすめる 安心で元気な まちづくり

基本目標

推進内容

環境づくり

多様な主体とのネットワークが構築され、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている

- ① 中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実
- ② 市民活動支援と市民提案制度の活用促進
- ③ 大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用

担い手づくり

自分が住む地域を良くしたいと考え、地域ニーズや課題解決に対応し、取り組むことができる人材が増えている

- ① まちづくりに主体的に関わる市民の育成
- ② まちづくり活動の担い手の発掘・育成
- ③ 市民参画・協働に取り組む職員の育成

情報の発信・共有

行政情報やまちづくりに必要な情報をみんなで共有することで、協力・連携し、市民参画や協働に活かされている

- ① 多様なメディアを活用したわかりやすい情報の発信
- ② 市民（市民活動団体）が交流できる場や機会の充実
- ③ 市民（市民活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実

市政への参画

市民が政策の形成や実施、評価などに参画し、市民ニーズに対応したまちづくりができています

- ① 広聴制度の充実
- ② 市政への市民参画機会の推進

第4章 推進する施策の展開

1 環境づくり

まちづくりを進めるためには、実際に活動している人の意見を反映しながら、活動しやすい環境を整えることが必要です。市には、ボランティアからの相談などを行う「ボランティア市民活動センター」のほか、自治会相互の連携と地域社会の連帯意識の向上を目的に組織された「自治連合会」、学区全体の地域コミュニティ活動を担う「地域振興協議会」など多くの組織がありますが、今後、市民によるまちづくりを進めていくためには、これらの団体や市民との積極的な対話により、実態の把握に努め、地域ごとに抱える課題を共有し、地域と市がともに考え解決策を導き出すことが大切です。

市民がまちづくりに関わるきっかけは、地域コミュニティや市民活動団体など様々です。市民と市はもちろん、団体間をつなぐネットワークを構築することで、誰もがまちづくりに参加できる環境を作ることも大切です。

基本目標

多様な主体とのネットワークが構築され、
誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている。

推進内容

中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実

市には、ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターなどの行政主導型組織や、プロボノ機能*を持ったNPOなどの市民主導型団体など、さまざまな分野の中間支援機能を持った組織があります。多様な地域や活動主体が、それぞれの持ち味を活かしながら連携、協働を拡大していけるよう、コーディネート機能を有する中間支援組織の体制とネットワークづくりに取り組みます。

【主な取組内容】

- 活動団体へのニーズ調査
- ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながりの強化
- 多様な領域の中間支援組織をつなぐ総合的な支援体制の構築
(ワンストップで総合的な活動支援を実施できる中間支援拠点の検討)
- NPO 法人化への自立や法的課題の対策等における専門的相談支援の検討

市民活動支援と市民提案制度の活用促進

元気創造まちづくり事業（助成）実施団体の多くは、活動後の課題に活動場所と資金不足を挙げていることから、財政面の援助をはじめ、自立・継続した組織運営に向けた情報提供や相談などの支援を行うとともに、事業終了後は活動分野に応じて関係課と連携し、課題共有できる関係づくりに努めます。市民提案制度については、事業実施後の協働事業の展望や出口対策などについて検証するとともに、制度の在り方について見直しを行い、市民と市が共に活用しやすい制度に改善します。

【主な取組内容】

- 元気創造まちづくり事業の実施
- 地域振興協議会活動支援事業補助（地振協コース終了後の支援）
- 協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度のあり方の検討 など

大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用

市民（地域コミュニティ団体・市民活動団体）との積極的な対話により、課題やニーズを把握し、連携します。市民と市にとってよりよい効果を期待できるか見極めながら、大学・企業等の多様な主体と連携することで、ネットワークを活用したパートナーシップのまちづくりを展開していきます。

【主な取組内容】

- 地域と協働する企業の育成 ● 自治会・地域振興協議会との連携強化
- 大学包括協定などを通じた連携や取り組みの推進
- 民間事業者との協働による馬事業の実施
- 事業所との協力連携による災害時応急復旧体制の充実 など

各主体の取組み

市民

市民活動団体・地域コミュニティ団体

- ・ 地域活動やボランティア活動への積極的参加
- ・ 事業者や市との連携
- ・ 助成金等を活用した市民活動の充実 など



事業者

- ・ 地域活動への参加
- ・ 社会貢献活動
- ・ 行政をはじめ、大学、学校等との連携 など



行政

- ・ 活動支援及び組織体制の充実
- ・ 中間支援に対する市民ニーズの把握
- ・ 市民提案制度の見直し
- ・ 市民、事業者、地域、大学・学校等多様な主体との連携 など



2 担い手づくり

市民一人ひとりがコミュニティへの参加を通じて、主体的・自立的に地域づくりに参画していくことで、市民のまちづくりへの意識は醸成されていきます。地域活動やボランティア活動などに興味や**関心がなく**、コミュニティへ参加しない人も、祭りなどのイベントであれば気軽に参加でき、人と人との輪が広がり、それがコミュニティへ参加するきっかけにもつながっていきます。

また、責任や負担が一部のみに集中しないよう、女性や若い世代の新しい発想、シニア層の人生経験などの多様な市民の力が発揮できる場や学習の機会を設けることで、より多くの担い手を発掘することや、子どもの頃からまちづくりの大切さを伝える取り組みも重要です。

市職員においては、地域ニーズや課題に気づき、市民とともに解決できるよう、協働の重要性を認識し、業務に活かしていかなければなりません。

基本目標

自分が住む地域を良くしたいと考え、地域ニーズや課題解決に対応し、取り組むことができる人材が増えている。

推進内容

まちづくりに主体的に関わる市民の育成

各種テーマ・目的に応じた市民講座を開催するとともに、体系的に示すことで講座への参加を促します。また、元気創造まちづくり事業（助成）や地域活動を通して、市民活動への理解を深めるとともに、まちづくりにおける市民の当事者意識を醸成します。**その他**、ボランティアポイント制度の活用促進など、やりがいを感じられる事業を実施することで、まちづくりに参加するきっかけをつくります。

【主な取組内容】

- 元気創造まちづくり事業**の実施**（再掲）
- 各種市民講座の**充実**
- 市ホームページ生涯学習講座コーナーを活用した学習機会のきっかけづくり
- 自治会加入の促進**
- ボランティアへのポイント制度^{*}の活用促進 など

まちづくり活動の担い手の発掘・育成

学習会等の充実により担い手の発掘や人材育成に取り組みます。また、知識や技能を有する人材を登録し活用する市民人材バンクについて、行政内の情報共有を図り、横断的に登録し、活用を促進できる仕組みづくりを行います。さらに、次世代のまちづくりの担い手を発掘、育成するため、大学などの教育・研究機関や学校等と連携して、学生と共に事業を企画するなど、学生が地域を知る機会や協働によるまちづくりを学ぶ場をつくりま

【主な取組内容】

- ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援
- 市民による国際交流の実践 ● 生涯学習活動団体・人材バンクの充実・活用促進
- 大学包括協定などを通じた連携や取組の推進（再掲）
- 地域活動のリーダー育成 ● 市民参画と協働による市民学習会の開催 など

協働によるまちづくりに取り組む職員の育成

様々な事業が協働により実施されるよう、行政内の情報共有を図り、横断的な事業連携を促進します。また、職員の市民参画と協働の理解と実践に向けて、市民参画と協働の視点を持ち業務に取り組む職員を育成します。

【主な取組内容】

- 協働推進にかかる市の組織内での情報共有
- 市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施
- ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上 など

各主体の取組み

市民

市民活動団体・地域コミュニティ団体

- ・ 各種市民講座や学習会への参加
- ・ 地域活動やボランティア活動への参加
- ・ 地域活動への参加の呼びかけ

など



事業者

- ・ 学習会や講座への参加
- ・ 地域活動への参加やボランティア活動などの社会貢献活動への参加

など



行政

- ・ 各種テーマ別市民講座の開催
- ・ 市事業を通じた担い手の発掘・育成
- ・ 協働により、市民等とともに課題解決に取り組む職員の育成

など



3 情報の発信・共有

協働によるまちづくりを進めていくためには、市民、市民活動団体、事業者、市がお互いの特性を知り、理解し合うことが大切です。

日ごろからコミュニケーションを十分にとっておくことで、困ったことがあった時の助け合いや、異なる活動を行っているなど、立場の違う人からアドバイスをもらう機会にもつながります。

まちづくりに必要な情報を市民と市が双方向から発信し、共有することは、市民参画や協働のパートナーを見つけることにも繋がり、相手との信頼関係を築き、助け合い、協力・連携する上で不可欠です。こうした情報の発信・共有の重要性を踏まえ、時代の流れや年代層などに応じた効果的な情報の発信・共有方法を今後も研究し、工夫していく必要があります。

基本目標

行政情報やまちづくりに必要な情報をみんなで共有することで、協力・連携し、市民参画や協働に活かされている。

推進内容

多様な機会やメディアを活用したわかりやすい情報の発信

市民活動団体やボランティアに関する情報や活動内容、地域イベント情報など、まちづくりに関する情報を、市広報紙やホームページ、SNS（フェイスブック）などの多様な媒体を使い効果的に発信します。情報を発信するときは、わかりやすい表現や見やすいレイアウトに努め、市民が活用・共有しやすいよう工夫します。

【主な取組内容】

- まちづくり通信を活用した事例紹介
- 広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実
- 様々なイベントの機会を活用した効果的な情報発信 など

市民（市民活動団体）が交流できる場や機会の充実

市民や市民活動団体が、地域課題や活動内容を共有するためのネットワークを構築することで、お互いに協力し、助け合うことのできる関係づくりにつなげます。

【主な取組内容】

- 元気創造まちづくり事業成果報告会の開催
- ボランティア講座・市民活動サポート講座における意見交換の機会創出 など

市民（市民活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実

市民（市民活動団体）がイベントや講座案内など、市民活動に関する情報を発信し、共有できるよう、市民活動情報コーナーや市公式フェイスブックの積極的な活用を促します。また、市民（市民活動団体）の活動に役立つ講座や助成金に関する情報を収集し、発信します。さらに、市民記者による公式フェイスブックへの投稿など、市民が主体的に情報発信できる機会を充実させます。

【主な取組内容】

- 市民活動情報コーナーなどでの、市民活動団体等の活動内容の情報発信・共有
- 市民による情報発信
- 必要な情報が集まり共有できるプラットフォームの検討 など

各主体の取組み

市民

市民活動団体・地域コミュニティ団体

- ・市広報や SNS 等での情報収集
- ・口コミによる情報発信
- ・市民活動情報コーナーなどの多様な広報媒体の活用
- ・各種講座や事業を利用した積極的な交流 など



事業者

- ・市広報や SNS 等での情報収集
- ・自社ホームページを使った情報発信 など



行政

・**庁内での協働に関する情報共有**

- ・市民とのコミュニケーションによる情報の共有
- ・市民活動情報コーナーなどの多様な広報媒体の提供
- ・各種講座など市民の交流の場の提供 など



4 市政への参画

住みやすいまちにするためには、市民一人ひとりの市政への関心を高めることが不可欠です。

また、市の重要な計画や方針等の策定に際して、市民の意見を聴き、合意形成を図ることは、協働によるまちづくりを進める上でも極めて重要です。

市政全般について、政策の形成や企画の各段階に、市民の持つアイデアや活力を反映するための仕組みを整備し、市民ニーズに対応したまちづくりを進めます。

基本目標

市民が政策の形成や実施、評価等に参画し、
市民ニーズに対応したまちづくりができている。

推進内容

広聴制度の充実

市政に対する意見や提案を広く聴くことを目的に、市長への手紙やこんにちはトーク、市長と気軽に栗東まちづくり座談会などに取り組んでいますが、より一層市民が市政に参加しやすく、意見が出しやすい環境をつくるために、市民ニーズを踏まえた広聴制度の充実に取り組み、広く市政への参画を呼びかけます。また、市民の意見や提案を各部局で共有し、市政に取り入れ、よりよいまちづくりに繋がります。

【主な取組内容】

- 市民が意見を出しやすい意見聴取の方法の検討
- パブリックコメントや市民説明会など意見募集機会の充実
- 市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映 など

市政への市民参画機会の推進

市政に市民の声を反映するため、市民の参画を進めます。

【主な取組内容】

- 計画や施策の策定における市民参画
- 審議会等への市民参画の促進
- 市民懇談会の開催等による市民意見の反映
- 市民の意見を把握・反映するためのワークショップの実施 など

各主体の取組み

市民

市民活動団体・地域コミュニティ団体

- ・パブリックコメントへの意見の提出
- ・市民説明会への積極的な参加
- ・計画策定や市事業の企画段階からの参画 など



事業者

- ・パブリックコメントへの意見の提出
- ・市民説明会への積極的な参加
- ・計画策定や市事業の企画段階からの参画 など



行政

- ・市民が**市政等**に意見を出しやすい**環境整備や手法の研究**
- ・市民からの意見の共有
- ・市民からの意見の公開、精査、市政への反映 など



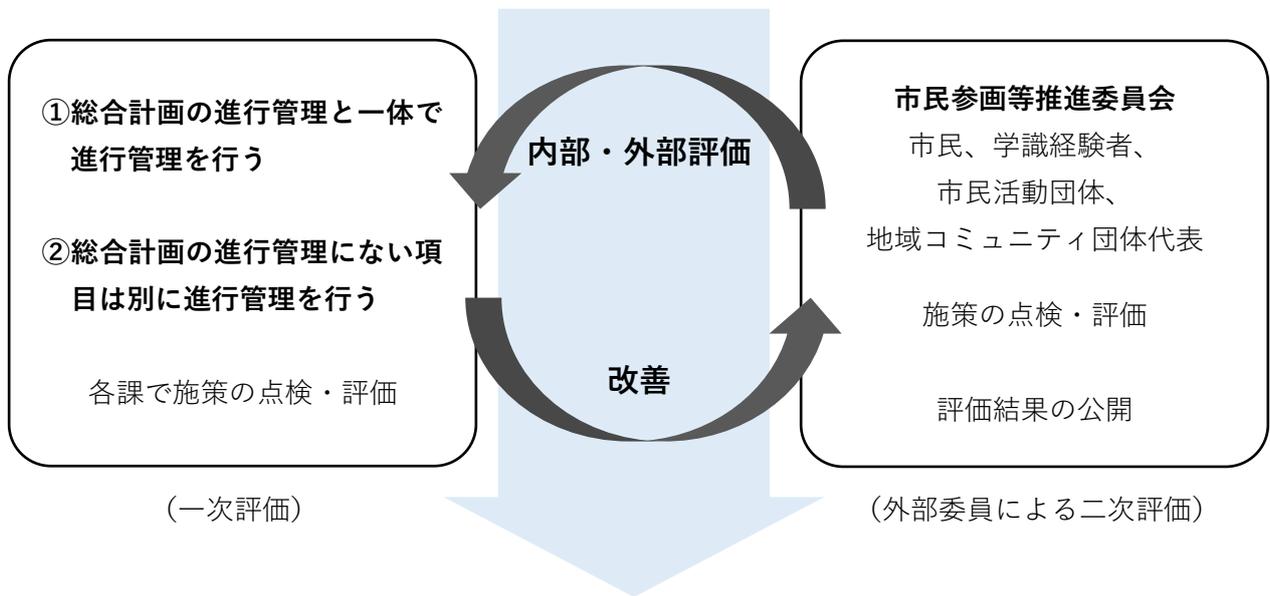
第5章 計画の推進

本計画の着実な推進に向けて、内部評価・外部評価の仕組みを取り入れ、計画を推進します。各施策の実施に関連する各部署での内部評価（一次評価）を行い、毎年、進捗評価を行います。庁内での評価結果を踏まえ、市民、学識経験者、市民活動団体、地域コミュニティ団体代表などからなる栗東市市民参画等推進委員会において、本計画に基づく実施施策の客観的な進捗把握・評価（二次評価）を行い、結果を踏まえ、次年度予算に反映していきます。

なお、栗東市市民参画等推進委員会の評価を公表するとともに、公正で透明性の高い行政運営を進め、市民ニーズに応じた協働のまちづくりを進めます。

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画

行動計画に基づく施策の実施



ともに力を合わせて **すすめる** 安心で元気な まちづくり

計画期間中における進行管理の流れ

項目		R元	R2	R3	R4	R5	R6
計画 (Plan)・実行 (Do)		計画策定 (Plan)	計画期間 (Do)				
評価 (Check)	1次評価 (内部評価)		評価	評価	評価	評価	評価
	市民アンケート					アンケート調査	
	2次評価 (外部評価)		評価	評価	評価	評価	評価
改善 (Action)			改善	改善	改善	改善	改善

参考資料

策定体制と経過

1. 策定体制

(1) 外部の体制

① 栗東市市民参画等推進委員会

- ・ 公募市民（2名）市民公益活動団体代表（4名）学識経験者（3名）
地域コミュニティ団体代表者（2名）で構成
- ・ 開催回数 4回（R1.7.4 R1.11.5 R1.12.5 ）

(2) 内部の体制

① 総合計画策定委員会専門部会

- ・ 第六次総合計画との関係性が高いことから専門部会の中で意見聴取
開催回数 回（ ）

② 協働に関する調査票（H31.2.3）

- ・ 市民参画と協働によるまちづくりの取組状況および課題や意見について調査を実施

2. 会議の開催経過

(1) 栗東市市民参画等推進委員会

開催日	回数	内容
R1.7.4	第1回	・ 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条行動計画の策定について ・ 策定スケジュール（案）について
R1.11.5	第2回	・ 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条行動計画（素案）について
R1.12.5	第3回	・ 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条行動計画（素案）について
	第4回	・ パブリックコメント実施結果について ・ 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条行動計画（案）最終報告について

3. 意見の聴取

(1) 市民アンケート調査

- 名称：市民参画と協働によるまちづくりに関する市民アンケートを実施
- 期間：平成30年7月27日～平成30年8月17日
- 対象：18歳以上の市民から無作為に2,000人を抽出
- 調査方法：調査票を郵送により配布・回収

(2) 事業所アンケート

- 名称：市民参画と協働によるまちづくりに関する事業所アンケートを実施
- 期間：平成30年7月～平成30年9月
- 対象：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置事業所263社
- 調査方法：企業訪問時に調査票を手渡し依頼、郵送により回収

(2) パブリックコメントの実施

- 令和2年 1月20日～2月10日

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 市民参画（第9条—第12条）

第3章 協働の推進（第13条・第14条）

第4章 栗東市市民参画等推進委員会（第15条）

第5章 雑則（第16条・第17条）

附則

美しく豊かな自然環境と貴重な歴史文化遺産に恵まれ、古来、交通の要衝として栄えてきた私たちのまち「栗東」は、先人の築き上げた誇りある歴史と文化を受け継ぎながら、それぞれの時代にふさわしいまちづくりを進め、繁栄を続けています。

このまちに住んでよかったと思い、このまちを誇りをもって語り、生きがいのある暮らしをすることは、私たち栗東市民みんなの願いです。

ここにこの条例を定めることにより、次代を担う子どもたちがわがまちに愛着をもてるように、私たち市民が、人と人とのつながりを大切にし、様々な人が行きかい、ふれあい、安心して暮らせるまちを、知恵を出し合い、力をあわせて自分たちで築きあげ、活力あるまちを目指し、このまちを育んでいきましょう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に住所を有する人

イ 市内に通学し、又は通勤する人

ウ 市内において事業又は活動を行う人

エ 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体

(2) 事業者 市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。

(3) 市 市長その他の執行機関をいいます。

(4) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。

- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。
- (6) まちづくり 心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全な地域社会を創るための公共的な活動をいいます。
- (7) 市民公益活動 次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動
- (8) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う市民団体をいいます。
- (9) 地域コミュニティ団体 自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

（基本原則）

第3条 本市における参画及び協働は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。

- (1) 市民は誰でも市政に参画できること。
- (2) 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。
- (3) 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。

（市民の権利と役割）

第4条 市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。

- 2 市民は、地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。
- 3 市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持ちます。

（市の役割）

第5条 市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりません。

（市民公益活動団体の役割）

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動の推進に努めます。

（地域コミュニティ団体の役割）

第7条 地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、

市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、多分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

第2章 市民参画

(市民参画の機会)

第9条 市は、市民参画を求めて政策を企画立案しようとする場合は、当該政策の決定前から市民参画を求めなければなりません。

(市民参画の対象)

第10条 市民参画の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 本市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更
- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更のうち規則で定めるもの
- (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃（市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。）、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (4) 市の内部の事務処理等に関するもの

(市民参画手続)

第11条 市は、次に掲げる市民参画の手続（以下「市民参画手続」といいます。）のうち、対象事項にふさわしくかつ効果的な市民参画を求め、企画立案しなければなりません。

- (1) 審議会その他の附属機関による審議
- (2) 意向調査の実施
- (3) ワークショップ（市民が主体性をもって研究し、及び議論することをいいます。）の開催
- (4) 意見交換会の開催
- (5) パブリックコメント（意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。）の実施

2 市は、複数の市民参画手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を実施するよう努めなければなりません。

3 市は、前条第2項の規定により市民参画手続を実施しないと決定したときは、その理由を公表しなければなりません。

4 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。

(市民参画の結果の公表)

第12条 市は、市民参画を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮して、意思決定を行うとともに、意見に対する結果を公表します。

第3章 協働の推進

(協働の推進)

第13条 市は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めます。

2 市は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

(協働事業提案制度)

第14条 市民、地域コミュニティ団体又は市民公益活動団体は、規則で定めるところにより、市長に対して市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができます。

2 市長は、前項の規定により提案があったときは、必要に応じ、次条第1項に規定する栗東市市民参画等推進委員会の意見を求め、その意見を考慮し、協働によるまちづくり事業として取り組むか否かを決定します。

第4章 栗東市市民参画等推進委員会

(栗東市市民参画等推進委員会の設置)

第15条 市民参画及び協働をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、栗東市市民参画等推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を置きます。

2 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、委員12人以内で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民公益活動団体の代表者
- (3) 地域コミュニティ団体の代表者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 推進委員会は、市の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査し、及び審議します。

- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画及び協働を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) 前条第2項の規定により意見を求められている事項
- (4) その他市が必要と認める事項

5 推進委員会は、審議を通じて必要があると認めるときは、市に意見を述べるすることができます。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第16条 市長は、社会情勢の変化並びに市民参画及び協働の推進状況に応じて、積極的にこの条例の見直しを行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。ただし、第14条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成21年規則第33号で平成21年9月3日から施行)

(適用除外)

2 この条例の施行の際、対象事業のうち、現に策定等に着手し、かつ、市民参画手続を行うことが困難と認められるものについては、第2章の規定を適用しません。

(栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年栗東町条例第24号)の一部を次のように改正します。

用語説明

頁	用語	説明
2	PDCA サイクル	経営学のマネジメントなどで使われる言葉で、計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価 (Check) して、その結果を改善 (Action) に活かすプロセスです。
2	PPP	PPP とは、Public Private Partnership の略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものとされています。
2	PFI	PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。
3	地域コミュニティ	自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織のことです。
6	SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなどがあります。
6	ポスターセッション	発表者が、活動成果などを図やグラフなどを用いてポスターとしてまとめ、会場で参加者を前にそのポスターを使いながらプレゼンおよび質疑応答します。もともとは学会の研究発表などで使われていた手法ですが、最近では小学校でも取り入れられるなど、身近で行われています。
7	中間支援組織	市民 (市民活動団体等) と市や団体同士の間立ち、様々な活動を支援する組織として、相談業務や団体間におけるネットワーク促進などを行います。
7	協働事業提案制度	公共的な課題について、市民 (市民活動団体、地域コミュニティ団体) からの事業提案、または市からのテーマ提案に基づき、市と団体とが協働して事業実施を行う制度です。
8	パブリックコメント	行政機関の意思決定過程において、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見や情報を考慮して最終的な意思決定を行う制度です。
8	元気創造まちづくり事業	市民 (市民活動団体、地域振興協議会) が、地域の活性化や地域の課題解決を目的に自主的に取り組むまちづくり事業に対して、助成金の交付やサポート講座などを実施しています。
12	プロボノ機能	プロボノとはラテン語で「公共善のために」を意味する pro bono publico (プロボノパブリコ) の略で、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動のことを指します。得意分野を活かせるため生産性の高い活動が期待できます。
14	ボランティアへのポイント制度	高齢者がボランティアとして介護支援などの活動をおこなった際にポイントが付与され、取得したポイントに応じて交付金が支給される「介護支援ボランティア制度」などがあります。「介護支援ボランティア制度」は 2007 年に東京都稲城市で始まり、2015 年度の時点では全国 282 の市区町村において、さまざまな形で実施されています。(厚生労働省調べ)。

SDGs (SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS)

2015 年 9 月に国連で合意された“全世界全ての人たち”が“持続的に”人らしく生きる”ための世界共通の開発目標です。



栗東市市民参画と協働によるまちづくり条例行動計画

令和2年3月31日

市民政策部 自治振興課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

電話 077-551-0290

ファックス 077-551-0432

